

新型コロナウイルスの国内感染発生をふまえた職場における感染症予防/拡大防止のポイント

神奈川県産業保健総合支援センター

令和02年4月10日

参考資料

厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する企業(労務)の方向けQ&A」ほか

危機管理態勢・体制(組織的対応に関する)の確立

職場で感染した可能性がある者が発見された場合の対処体制の整備

(取引事業者との連絡・連携体制を含む)

感染に関する申出・連絡の“窓口”のとり決めと周知

職場で感染した可能性がある者が発見された職場

感染したおそれがある者、同居の家族が感染したおそれがある者

各職場“窓口”で把握した感染のおそれ又は感染の情報・全社分を集約する部署の決定、集約情報の(定期的)発信体制の確立

取引事業者への連絡窓口のとり決めと周知

最新・適切な情報のこまめな収集と周知

別シート “情報ソース一覧” を参照のこと

周知 様々な情報が錯綜する中で困難であることは否めないが、労働者の労働条件・勤務内容等に関連する情報は、適切にセレクトして、周知する必要があること

予防対策の徹底

外出から帰社した際の“手洗い”・“うがい”・“手指のアルコール消毒”の徹底

帰社者が見易い箇所への注意喚起(“手洗い”・“うがい”・“手指のアルコール消毒”)・掲示の実施

区画された事務室毎の出入口全てにアルコール消毒液の設置

手洗いは流水と石鹸で15秒以上行う

手指のアルコール消毒は、速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60～80%含まれている消毒薬)を使用し、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる

咳・くしゃみによる飛沫感染防止対策の徹底

“咳エチケット”の徹底

咳・くしゃみの際はティッシュ等で口・鼻を覆い、他人から顔をそむけ、できる限り1～2m、離れる

使ったティッシュは直ぐにゴミ箱に捨てる

ティッシュ等がない場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、飛沫拡散を防ぐ

口を押さえた手・腕は直ぐに洗う

口を押さえた袖口等は直ぐにアルコール消毒する

咳・くしゃみが続く者、体調不調者(自覚・他覚共)のマスク(医療用の不織布製マスク: サージカルマスク)使用の徹底

マスクは できる限り、1日に1～2回は交換すること

職場でも備品としてマスクを一定数、備えておくこと

職場の清掃・消毒

通常の清掃に加え、ウイルスが付着し易い箇所(※1)を水・洗剤で拭き取り清掃をする

※1 机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等

発症のおそれがある者、発症した者の職場では当該従業員の机とその周辺、触れた可能性がある箇所について、消毒剤(※2)による拭き取り清掃をする

※2 次亜塩素酸ナトリウム(希釈)溶液、(希釈した)塩素系漂白剤、70v/v%イソプロパノール(注)、消毒用エタノール など〔厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」〕

(注) イソプロパノール(汎用名: IPA/イソプロピルアルコール/2-プロパノール)はエタノールに比べてより強い脱脂作用を示すが、エタノールとほぼ同等の消毒効果を示すものの、対・親水性ウイルス(ノロウイルス、アデノウイルスなど)効果はエタノールに比べて劣っている。第2種有機溶剤等に該当する物質で、イソプロパノールの毒性はエタノールより2倍程度高く、手指消毒に70v/v%イソプロパノールなどを用いると、手荒れが生じ易い。イソプロパノールのほうが安価であるものの、安全性などの観点からもエタノール[3.7%イソプロパノール添加により酒税が免除された消毒用エタノール(消毒用エタノール液IPなど)〕が望ましいこと(神奈川県産業保健総合支援センター)。

感染のおそれがある者、感染した者(家族に感染のおそれがある場合・家族が感染した場合等を含む)の出勤等の取扱い

感染拡大・防止の措置 風邪症状が軽度である場合は自宅での安静・療養を原則[少なくとも発熱や咳が治まるまでは自宅療養]とし、状態が変化(悪化)した場合には「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医に相談したうえで医師の診察を受ける

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する企業(労務)の方向けQ&A」(※3)参照

※3 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する労働者の方向けQ&A」(※4)参照

※4 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

各企業・事業場の就業規則による出勤等(就業制限等を含む)の適切な取扱い

以上の対応は全て、既存のBCPとの整合性を十分に検証し、不足する事項はBCPから補強をほどこす必要があることに留意

新型コロナウイルス感染症 電話相談・受診の目安

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が続く
(解熱剤を飲み続けなければならない場合
も同様)

一般の人
(子供を含む)

重症化リスクの高い人

高齢者
糖尿病、
心不全、
呼吸器疾患
(COPDなど)
のある人
透析を受けている人
免疫抑制剤や
抗がん剤を
用いている人

4日以上続く

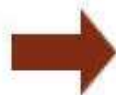
2日程度続く

- 強いだるさ
(倦怠感)
- 息苦しさ
(呼吸困難)
がある

すぐに

帰国者・接触者相談センター
すべての都道府県 ▶ 24時間対応

発熱などの風邪症状



- ・ 会社や学校を休む
- ・ 外出を控える

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をもとに作成

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

| 項 | 目 | 確認 |
|--------------------|---|--------|
| 1 感染防止のための基本的な対策 | | |
| (1) 咳エチケットの徹底について | | |
| | ・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。 | はい・いいえ |
| | ・その他() | はい・いいえ |
| (2) 手洗い等の徹底について | | |
| | ・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。 | はい・いいえ |
| | ・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。 | はい・いいえ |
| | ・その他() | はい・いいえ |
| (3) 日常的な健康状態の確認 | | |
| | ・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。 | はい・いいえ |
| | ・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。 | はい・いいえ |
| | ・その他() | はい・いいえ |
| (4) その他の対策について | | |
| | ・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。 | はい・いいえ |
| | ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。 | はい・いいえ |
| | ・その他() | はい・いいえ |
| 2 クラスターの発生防止のための対策 | | |
| (1) 基本的な対策 | | |
| | ・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。 | はい・いいえ |
| | ・その他() | はい・いいえ |
| (2) 換気の悪い密閉空間の改善 | | |
| | ・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。 | はい・いいえ |
| | ・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。 | はい・いいえ |
| | ・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。 | はい・いいえ |
| | ・その他() | はい・いいえ |

| | | |
|---|--------|--|
| (3) 多くの人が密集する場所の改善 | | |
| ・在宅勤務・テレワークを推進している。 | はい・いいえ | |
| ・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。 | はい・いいえ | |
| ・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。 | はい・いいえ | |
| ・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。 | はい・いいえ | |
| ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。 | はい・いいえ | |
| ・喫煙場所の利用を制限している。 | はい・いいえ | |
| ・その他() | はい・いいえ | |
| (4) 近距離での会話や発声の抑制 | | |
| ・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。 | はい・いいえ | |
| ・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。 | はい・いいえ | |
| ・その他() | はい・いいえ | |
| 3 風邪症状が出た場合等の対応 | | |
| ・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。 | はい・いいえ | |
| ・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。 | はい・いいえ | |
| ・その他() | はい・いいえ | |
| 4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応 | | |
| (1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化 | | |
| ・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。 | はい・いいえ | |
| (2) 陽性者等が出た場合の把握 | | |
| ・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 | はい・いいえ | |
| ・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。 | はい・いいえ | |
| ・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。 | はい・いいえ | |
| ・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。 | はい・いいえ | |
| ・その他() | はい・いいえ | |
| (3) その他の対応 | | |
| ・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。 | はい・いいえ | |
| ・その他() | はい・いいえ | |
| 5 感染防止に向けた行動変容 | | |
| ・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。 | はい・いいえ | |
| ・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。 | はい・いいえ | |
| ・その他() | はい・いいえ | |

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

新型コロナウイルスに関する情報ソース 一覧 [2020年3月19日(木) 現在]

| | | |
|---|--|---|
| <p>情報ソース</p> | <p>厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」</p> <p>厚生労働省「働く方と経営者の皆さまへ」</p> <p>厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する企業(労務)の方向けQ&A」</p> <p>厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する労働者の方向けQ&A」</p> <p>厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」</p> <p>厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(医療機関・検査機関の方向け)」</p> <p>国立感染症研究所「新型コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に関連する情報」</p> <p>WHO Coronavirus disease (COVID-19) outbreak</p> <p>WHO Novel Coronavirus(2019-nCoV) Situation reports</p> <p>厚生労働省検疫所HP FORTH 海外感染症発生情報</p> <p>厚生労働省「感染症エクスプレス@厚労省」(メルマガ登録画面)</p> <p>日本渡航医学界「新型コロナウイルス情報 - 企業と個人に求められる対策 - 」</p> | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukat_a</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html</p> <p>https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html</p> <p>https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019</p> <p>https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/</p> <p>https://www.forth.go.jp/topics/2020/index.html</p> <p>http://kansenshomerumaga.mhlw.go.jp/</p> <p>https://plaza.umin.ac.jp/istah/index2.html</p> |
| <p>厚生労働省からの通知 (コロナウイルス関連)</p> <p>[2020・3・17(火)現在]</p> | <p>厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」</p> <p>新型コロナウイルスを防ぐには</p> <p>新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安</p> <p>マスクについて</p> <p>一般的な感染症対策について</p> <p>手洗いについて</p> <p>咳エチケットについて</p> <p>職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて</p> | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09671.html</p> |
| <p>感染症のガイドライン関連</p> | <p>東北医科薬科大学 医学部 「新型コロナウイルス感染症 市民向けハンドブック」</p> <p>厚生労働省「事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン」</p> <p>厚生労働省「感染拡大防止に関するガイドライン」</p> <p>国立感染症研究所感染症疫学センター「職場における風疹対策ガイドライン」</p> | <p>http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/ http://tmouh.net/新型コロナウイルス感染症 市民向けハンドブック 20200225_1.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/09-11.pdf</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-04.pdf#search=%27E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E6%84%9E%E6%9F%93%E7%97%87%E8%81%B7%E5%A0%B4+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%8</p> <p>https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/rubella/kannrenn/svokuba-taisaku.pdf</p> |
| <p>参考になる情報</p> | <p>(独)労働者健康安全機構「産業保健21」2017・1月No.87「感染症予防～産業保健スタッフが取り組むべき危機管理」</p> <p>(独)労働者健康安全機構「産業保健21」2020・1月No.99「海外派遣労働者に向けた産業保健活動」</p> <p>【新型コロナウイルス】感染症専門医師が教える、新型肺炎について今知っておくべきこと【HUFFPOST】</p> | <p>https://www.iohas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/sanpo21/sarchpdf/87_2.pdf</p> <p>https://www.iohas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/sanpo21/sarchpdf/99_02-11.pdf</p> <p>https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_ip_5e2a8d53e5b6779e9c30527b?ncid=other_huffpostre_pavlmeI2bk8&utm_campaign=related_articles</p> |
| <p>新型コロナウイルスによる肺炎関係の問合せ先</p> | <p>厚生労働省「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談のフリーダイヤルについて(コールセンター:0120-565653)」</p> <p>厚生労働省「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」案内コーナー</p> <p>厚生労働省(都道府県労働局) 新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口一覧</p> <p>神奈川県 健康医療局 保健医療部 健康危機管理課(感染症対策グループ)「新型コロナウイルス感染症について」(神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536 掲載)</p> <p>横浜市 健康福祉局 衛生研究所 感染症・疫学情報課「新型コロナウイルス感染症について」</p> <p>横浜市 健康福祉局 健康安全部 健康安全課「新型コロナウイルス感染症について」(コールセンター、各福祉保健センター・福祉保健課 一覧あり)</p> <p>川崎市 健康福祉局 保健所 感染症対策課【緊急情報】新型コロナウイルスに関連した肺炎について(コールセンター、各区役所衛生課・保健所支所 一覧表あり)</p> <p>川崎市 総務企画局 危機管理室「川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」</p> <p>相模原市 保健所(疾病対策課)「新型コロナウイルス特設ページ」(帰国者・接触者相談センターの掲載あり)</p> <p>相模原市 衛生研究所 感染症情報センター「今週の注目疾患 新型コロナウイルス感染症」</p> | <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusvasessvokusya.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html</p> <p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shikkan/ka/corona1.html</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html</p> <p>http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114231.html</p> <p>http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000114478.html</p> <p>http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenvobo/1018481.html</p> <p>http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenvobo/hassei_jokvo/1007129.html</p> |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--|---|--|---|---|---|--|
| 給付金・支援金 | 持続化給付金 中小企業・各種法人 最大 200万円 個人事業者 最大 100万円 | 窓口 ☎ 0570-783-183 誰に コロナで今年のどこか1つの月の売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者 給付額は昨年1年間の売上からの減少額が上限 | 小学校休業等対応支援金 2月27日から6月30日の期間で、約束した仕事ができなかった日 1日につき4100円(定額) | 窓口 学校等休業助成金・支援金受付センター 誰に 小学校等の臨時休校等による子の世話で個人契約の仕事ができなかった保護者 臨時休校等の前に結んだ仕事の契約が対象 | IT導入補助金(特別枠) 補助率 2/3 補助額 30~450万円 | 窓口 サービスデザイン推進協議会 誰に 在宅勤務導入のために利用する業務効率化ツールを導入した事業者 PC・タブレットなどのレンタル費用もOK | | |
| | その他助成金 | 雇用調整助成金(特別措置) 支払った休業手当等の一部(最大9割)(日額1人8,330円上限)を助成 | 窓口 労働局又はハローワーク 誰に コロナの影響で休業手当(パート含む)を支払う等した事業主 特別措置は4月1日から6月30日まで | 小学校休業等対応助成金 有給休暇を使った労働者に払う賃金(日額1人8,330円上限)を助成 | 窓口 学校等休業助成金・支援金受付センター 誰に 臨時休校等の子どもの世話で休業した保護者の勤め先 2月27日から6月30日までが対象期間 | 持続化補助金(特別枠) 補助率 2/3 補助上限額 100万円 | 窓口 全国商工会連合会又は日本商工会議所 誰に コロナの影響でネット販売など非対面型サービスに転換を図る小規模事業者など 上記のための設備・システム投資が条件 | |
| | | 融資・税金 | 個人向け緊急小口資金(特別) 学校休業・個人事業等 20万円以内 その他の場合 10万円以内 | 窓口 社会福祉協議会 誰に 新型コロナウイルスで収入の減少があり生計維持の必要な人 無利子・保証不要・1年据置2年返済 | 資金繰り支援の各種融資 売上高の減少の程度により融資の種類や窓口が変わるが、保証料・金利ゼロ、返済据置期間のある融資が整備 | 窓口 左のQRコード(経産省作成の一覧表)で確認 誰に コロナの影響で売上が減少するなど、資金繰りが苦しい事業者 日本政策金融公庫、商工中金、民間など | 税金・納税の支援策 国税・地方税の1年納税猶予、固定資産税の軽減措置などTKCのHP(QRコード)などで確認 | 都道府県・市区町村の支援 自治体独自の支援策は、TKCのHP(QRコード)で都道府県等を選び検索 |

| | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|--|--|--|---|
| 生活費・家賃 | 緊急小口資金(貸付) 学校休業・個人事業等 20万円以内 その他の場合 10万円以内 | 窓口 社会福祉協議会 誰に 新型コロナウイルスで収入の減少があり生計維持の必要な人 無利子・保証不要・1年据置2年返済 | 総合支援資金(貸付) 二人以上世帯 最大60万円 単身世帯 最大45万円 | 窓口 社会福祉協議会 誰に 新型コロナウイルスで収入減や失業など生活困難している世帯 無利子・保証不要・1年据置10年返済 | 住居確保給付金 3か月間の家賃相当額(求職中なら最大9か月間)を家主に給付 | 窓口 自治体の自立相談支援機関 誰に 離職・廃業から2年以内又は休業等の収入減で離職等と同程度の状況の人 収入要件や、求職などの条件あり | | |
| | 休業の支援 | 休業手当 会社の指示による休業の際など賃金の6割以上を支給(労基法) | 窓口 勤め先 誰に 勤め先から休業を指示された労働者(パート労働を含む) 休業手当支払で雇用調整助成金あり | 小学校休業等対応助成金 有給休暇を使った労働者に払う賃金(日額上限8,330円)を助成 | 窓口 学校等休業助成金・支援金受付センター 誰に 臨時休校等の子どもの世話で休業した保護者の勤め先 年次有給休暇とは別途有給の取得が条件 | 傷病手当金(健康保険) 新型コロナウイルス感染などで働けない期間標準報酬日額の3分の2を支給 | 窓口 健康保険組合など 誰に 新型コロナウイルス感染などで仕事を休んでいる労働者 4日目から支給。最長1年6か月 | |
| | | 給付金・その他 | 特別定額給付金(4月20日時点情報) 一律1人10万円の現金を給付。所得制限は設けない(3か月以内に要申請) | 窓口 市区町村。ただし申請は郵送やWebが原則 誰に 国籍を問わず令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載された全ての人 市区町村からの申請書に世帯主が口歴を記載し、返送等 | 公共料金 国は3月19日に都道府県等にコロナの影響ある人の公共料金の支払猶予を通知。支払困難なら各料金窓口相談を | 国民年金・国民健康保険 コロナで死亡・重症や、収入減少見込みなら、保険料減免の可能性あり(一部所得条件あり) *今後の情報に注意 | 未払賃金立替払制度 倒産した事業者の未払賃金の8割(上限あり)を立替える制度(労基署) | 生活保護 収入が最低生活費に満たない場合に、生活費・家賃・医療費等を支給(自治体) |